(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学(以下「法人」という。)において使用する公印に関 し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年 規程第14号)第2条第2項第2号に規定する部局及び教育学部附属教育実践総合センターを いう。
- 2 この規程において「部局長」とは、前項の部局を掌理する者をいう。
- 3 この規程において「部門」とは、国立大学法人大分大学教員組織規程(平成28年規程第6 1号)第2条に規定する部門をいう。
- 4 この規程において「部門長」とは、国立大学法人大分大学教員組織規程第4条第1項に規定 する部門長をいう。
- 5 この規程において「部局長等」とは、第2項に規定する部局長に前項に規定する部門長を加 えた者をいう。
- 6 この規程において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押す ことにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、別表 左欄の区分により整理するものとする。
- 7 この規程において「法人印」とは、法人名又は大学名を刻印した公印をいう。
- 8 この規程において「部局等印」とは、部局又は部門の名称を刻印した公印をいう。
- 9 この規程において「職印」とは、法人の内部組織に置かれた役員及び職員で、職名を刻印した公印をいう。
- 10 この規程において「会計機関印」とは、国立大学法人大分大学会計規則(平成16年規則 第7号)における会計機関の名称を刻印した公印をいう。
- 11 この規程において「作成者」とは、学長、学長が指名する理事及び部局長等とする。

(公印の形式等)

- 第3条 公印は、刻印すべき名称に「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻する。
- 2 公印の種類、寸法及び公印管守責任者は、別表のとおりとする。
- 3 公印管守責任者は、公印管守担当者を置き、当該部局等の職員のうちから指定する。

(公印の作成等)

- 第4条 学長は、別表「作成者」欄の「学長」と記載された公印について作成、改刻又は廃止を 行う。
- 2 部局長等は、別表「作成者」欄の「部局長」又は「部門長」と記載された公印を作成するものとし、当該部局及び部門に係る公印の作成、改刻又は廃止をしようとするときは、あらかじめ承認申請書(様式第1号)を学長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 部局長等は、前項の承認を受けて公印の作成又は改刻をしたときは印影届(様式第2号)を 学長に提出するものとする。
- 4 部局長等は、第2項の承認を受けて公印を廃止したときは、当該公印を学長に提出するものとする。
- 5 学長が指名する理事は、別表「公印の種類」欄に記載された公印を作成するものとし、作成、 改刻又は廃止をしようとするときは、前三項の手続に準ずるものとする。

(公印の管守)

- 第5条 公印管守責任者は、公印の適正な使用及び管理に関し、公印管守担当者を監督する。
- 2 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適正に使用されるよう管理し、公印

が使用されないときは、確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

(公印の使用等)

- 第6条 公印の使用を必要とする場合は、押印しようとする文書に決裁済みの原議書その他当該 文書について名義者(専決者を含む。以下同じ。)の決裁を得たことが分かるもの(以下「原議 書等」という。)を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。ただし、原議 書等により難い文書で、公印の使用を必要とするものについては、公印使用簿(様式第3号) に所要事項を記入の上、公印管守責任者に公印の使用を請求することができるものとする。
- 2 公印管守担当者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする 文書と決裁済みの原議書等又は公印使用簿の記載事項とを照合した上で、自ら押印し、又は公 印の使用を請求した職員に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した 職員に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わなければならない。
- 3 第1項に規定する公印使用簿は、公印管守担当者が保管しなければならない。

(職務代行の場合の公印の使用)

第7条 公印に刻された職名の者が事故等により、職務の遂行が困難となった場合で、他の職員 が代理等を命ぜられ、その職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の公印を 使用するものとする。

(公印簿)

- 第8条 公印管守責任者は、公印簿(様式第4号)を備え、これに作成又は改刻した公印を押印し、その印影を保存しなければならない。
- 2 第4条第2項の承認を受けて公印を廃止したときは、公印簿を学長に提出するものとする。

(公印の印影印刷)

- 第9条 一定の字句からなる文書で、多数印刷するもの又は電子計算機により作成する文書について、公印の印影を印刷しようとする場合において、当該公印の公印管守責任者が支障がないと認めるときは、学長の承認を得て、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に替えることができる。
- 2 前項の場合において、印影の印刷のために使用した原版がある場合は、当該印影の印刷終了後は、直ちに当該公印の公印管守責任者に返戻しなければならない。

(公印の印影印刷物等の管理)

- 第10条 前条第1項の規定により公印の印影を印刷した場合は、当該文書の管理者は、管理台帳(様式第5号)を備え、その使用状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が認めるときは、管理台帳の作成を省略することができる。

(公印省略)

- 第10条の2 次に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。ただし、法令等の規定により公印を押印することとされている文書、法的な権利又は義務等を伴う文書及び学外の機関等から押印を求められる文書は除く。
 - (1) 学内への発送文書
 - (2) 学外への発送文書のうち、定型的その他軽易なもの
- 2 公印の押印を省略する文書には、当該文書の名義者の下に「(公印省略)」と明記しなければならない。

(公印の事故届)

第11条 公印管守責任者は、公印の盗難若しくは紛失又は公印の偽造その他の事故があったと きは、速やかに公印事故届(様式第6号)を学長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規程第163号)

この規程は、平成16年11月8日から施行する。

附 則(平成17年規程第25号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第115号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年規程第58号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第97号)

この規程は、平成18年6月21日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学公印規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成19年規程第5号)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年規程第32号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第25号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第48号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第74号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第86号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第23号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第28号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第36号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規程第68号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第29号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第59号) この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第66号) この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第19号) この規程は,平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第45号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第2号) この規程は、平成29年1月23日から施行する。

附 則(平成29年規程第12号) この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程第80号) この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第35号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規程第37号) この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第3号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第14号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第34号) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第40号) この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第4号) この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第13号) この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第28号) この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年規程第38号) この規程は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和5年規程第26号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規程第48号) この規程は、令和5年9月26日から施行する。

附 則(令和5年規程第60号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第5号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規程第35号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第2条,第3条,第4条関係)

	公印の種類	寸法 (mm平方)	公印管守責任者	作成者	備考
法	国立大学法人大分大学の印	30	(総) 総務課長	学長	
	大分大学の印	30	(総)総務課長	学長	
印	大分大学の印	75	(総)総務課長	学長	
	大分大学教育学部の印	28	教育学部事務長	部局長	
	大分大学経済学部の印	28	経済学部事務長	部局長	
	大分大学医学部の印	28	(医) 総務課長	部局長	
5	大分大学理工学部の印	28	理工学部事務長	部局長	
	大分大学福祉健康科学部の印	30	福祉健康科学部事務長	部局長	
	大分大学大学院教育学研究科の印	28	教育学部事務長	部局長	
	大分大学大学院医学系研究科の印	28	(医) 総務課長	部局長	
	大分大学大学院理工学研究科の印	28	理工学部事務長	部局長	
	大分大学大学院福祉健康科学研究科の印	28	福祉健康科学部事務長	部局長	
	大分大学グローカル感染症研究センターの印	28	研究推進課長	部局長	
	大分大学教育マネジメント機構の印	28	教育支援課長	部局長	
	大分大学教育マネジメント機構国際教育推進セ ンターの印	28	学生・留学生支援課長	部局長	
	大分大学研究マネジメント機構の印	28	研究推進課長	部局長	
	大分大学クライシスマネジメント機構の印	28	産学連携課長	部局長	
	大分大学地域経済社会教育開発センターの印	28	経済学部事務長	部局長	
	大分大学学術情報拠点の印	28	学術情報課長	部局長	
	大分大学地域連携プラットフォーム推進機構の印	28	教育支援課長	部局長	
	大分大学保健管理センターの印	28	学生・留学生支援課長	部局長	
	大分大学 I Rセンターの印	28	企画課長	部局長	
	大分大学減災・復興デザイン教育研究センター の印	28	産学連携課長	部局長	
	大分大学教育学部附属幼稚園の印	25	附属幼稚園長	部局長	
	大分大学教育学部附属小学校の印	25	附属小学校長	部局長	
	大分大学教育学部附属中学校の印	25	附属中学校長	部局長	
	大分大学教育学部附属特別支援学校の印	25	附属特別支援学校長	部局長	
	大分大学教育学部附属教育実践総合センターの 印	25	教育学部事務長	部局長	
	大分大学教育学部附属幼稚園の印	60	附属幼稚園長	部局長	卒業証書用
	大分大学教育学部附属小学校の印	60	附属小学校長	部局長	卒業証書用
	大分大学教育学部附属中学校の印	60	附属中学校長	部局長	卒業証書用
	大分大学教育学部附属特別支援学校の印	60	附属特別支援学校長	部局長	卒業証書用
	大分大学医学部附属病院の印	28	(医) 総務課長	部局長	
	国立大学法人大分大学長の印	30	(総) 総務課長	学長	
	国立大学法人大分大学理事の印	30	(総) 総務課長	学長	
	国立大学法人大分大学監事の印	30	(総) 総務課長	学長	
	大分大学長の印	30	(総) 総務課長	学長	
	大分大学長の印	23	教育支援課長	学長	教務,厚生補導関係証明書用
È	大分大学長の印	23	学生・留学生支援課長	学長	教務,厚生補導関係証明書用

大分大学長の印	24	教育学部事務長	学長	教務,厚生補導関係証明書用
大分大学長の印	23	経済学部事務長	学長	教務,厚生補導関係証明書用
大分大学長の印	23	学務課長	学長	教務,厚生補導関係証明書用
大分大学長の印	23	理工学部事務長	学長	教務,厚生補導関係証明書用
大分大学長の印	23	福祉健康科学部事務長	学長	教務,厚生補導関係証明書用
国立大学法人大分大学長の印	20	財務部長	学長	銀行口座専用印
国立大学法人大分大学長の印	15	(総) 総務課長	学長	身分証明書等用
国立大学法人大分大学長の印	15	(医) 総務課長	学長	身分証明書等用
大分大学長の印	15	(総) 総務課長	学長	身分証明書等用
大分大学長の印	15	(医) 総務課長	学長	身分証明書等用
大分大学副学長の印	30	(総) 総務課長	学長	
大分大学教育学部長の印	30	教育学部事務長	部局長	
大分大学経済学部長の印	30	経済学部事務長	部局長	
大分大学医学部長の印	30	(医) 総務課長	部局長	
大分大学理工学部長の印	30	理工学部事務長	部局長	
大分大学福祉健康科学部長の印	30	福祉健康科学部事務長	部局長	
大分大学教育学部長の印	23	教育学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学経済学部長の印	23	経済学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学医学部長の印	23	学務課長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学理工学部長の印	23	理工学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学福祉健康科学部長の印	24	福祉健康科学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学医学部長の印	15	学務課長	部局長	厚生補導関係証明書用
大分大学大学院教育学研究科長の印	30	教育学部事務長	部局長	
大分大学大学院経済学研究科長の印	30	経済学部事務長	部局長	
大分大学大学院医学系研究科長の印	30	(医) 総務課長	部局長	
大分大学大学院理工学研究科長の印	30	理工学部事務長	部局長	
大分大学大学院教育学研究科長の印	23	教育学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学大学院経済学研究科長の印	23	経済学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学大学院医学系研究科長の印	23	学務課長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学大学院理工学研究科長の印	23	理工学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学大学院福祉健康科学研究科長の印	23	福祉健康科学部事務長	部局長	教務関係諸証明書用
大分大学グローカル感染症研究センター長の印	30	研究推進課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構長の印	30	教育支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構教学マネジメン ト室長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構アドミッション センター長の印	23	入試課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構基盤教育セン ター長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構学生支援セン ター長の印	23	学生・留学生支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構国際教育推進セ ンター長の印	23	学生・留学生支援課長	部局長	
大分大学教育マネジメント機構STEAM教育 推進センター長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学研究マネジメント機構長の印	30	研究推進課長	部局長	
大分大学クライシスマネジメント機構長の印	30	産学連携課長	部局長	
大分大学地域経済社会教育開発センター長の印	30	経済学部事務長	部局長	
大分大学大学院医学系研究科長の印	15	学務課長	部局長	厚生補導関係証明書用
大分大学大学院福祉健康科学研究科長の印	15	福祉健康科学部事務長	部局長	厚生補導関係証明書用

大分大学学術情報拠点長の印	30	学術情報課長	部局長	
大分大学地域連携プラットフォーム推進機構長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学保健管理センター所長の印	30	学生・留学生支援課長	部局長	
大分大学保健管理センター所長の印	15	学生・留学生支援課長	部局長	健康診断書証明書用
大分大学 I Rセンター長の印	23	企画課長	部局長	
大分大学減災・復興デザイン教育研究センター	23	産学連携課長	部局長	
長の印 国立大学法人大分大学教育学部門長の印	30	教育学部事務長	部門長	
国立大学法人大分大学経済学部門長の印	30	経済学部事務長	部門長	
国立大学法人大分大学医学部門長の印	30	(医) 総務課長	部門長	
国立大学法人大分大学理工学部門長の印	30	理工学部事務長	部門長	
国立大学法人大分大学福祉健康科学部門長の印	30	福祉健康科学部事務長	部門長	
国立大学法人大分大学グローカル感染症研究部 門長の印	30	研究推進課長	部門長	
国立大学法人大分大学教育マネジメント部門長の印	30	教育支援課長	部局長	
国立大学法人大分大学研究マネジメント部門長の印	30	研究推進課長	部門長	
回り 国立大学法人大分大学地域経済社会教育開発部 門長の印	30	経済学部事務長	部門長	
国立大学法人大分大学学術情報部門長の印	30	学術情報課長	部門長	
国立大学法人大分大学地域連携プラットフォー	30	教育支援課長	部門長	
ム推進部門長の印 国立大学法人大分大学国際教育研究推進部門長	30	学生・留学生支援課長	部門長	
の印 国立大学法人大分大学減災・復興デザイン教育	30	産学連携課長	部門長	
研究部門長の印 国立大学法人大分大学保健管理部門長の印	30	学生・留学生支援課長	部門長	
国立大学法人大分大学 I R 部門長の印	30	企画課長	部門長	
大分大学教育学部附属幼稚園長の印	23	附属幼稚園長	部局長	
大分大学教育学部附属小学校長の印	23	附属小学校長	部局長	
大分大学教育学部附属中学校長の印	23	附属中学校長	部局長	
大分大学教育学部附属特別支援学校長の印 大分大学教育学部附属教育実践総合センター長	23	附属特別支援学校長	部局長	
の印	23	教育学部事務長	部局長	THE LANGE OF THE STATE OF THE S
大分大学医学部附属病院長の印	15	(医)総務課長	部局長	研修登録医登録証等用
大分大学医学部附属病院長の印	15	医事課長	部局長	診療報酬請求書及び診療に係る証明用
大分大学国際交流会館長の印	23	学生・留学生支援課長	部局長	
大分大学監査室長の印	30	監査室長	部局長	
大分大学事務局長の印	30	(総)総務課長	部局長	
大分大学総務部長の印	23	(総) 総務課長	部局長	
大分大学研究推進部長の印	23	研究推進課長	部局長	
大分大学財務部長の印	23	財務企画課長	部局長	
大分大学学生支援部長の印	23	教育支援課長	部局長	
大分大学医学・病院事務部長の印	23	(医) 総務課長	部局長	
大分大学教育学部事務長の印	20	教育学部事務長	部局長	
大分大学経済学部事務長の印	20	経済学部事務長	部局長	
大分大学理工学部事務長の印	20	理工学部事務長	部局長	
大分大学福祉健康科学部事務長の印	21	福祉健康科学部事務長	部局長	
国立大学法人大分大学契約担当役の印	23	財務部長	学長が指名する理事	
国立大学法人大分大学分任契約担当役の印	20	医学・病院事務部長	学長が指名する理事	
国立大学法人大分大学出納命令役の印	23	財務部長	学長が指名する理事	
国立大学法人大分大学分任出納命令役の印	20	医事課長	学長が指名する理事	

印	国立大学法人大分大学出納役の印	23	経理課長	学長が指名する理事	
	国立大学法人大分大学資産管理役の印	23	施設企画課長	学長が指名する理事	
	国立大学法人大分大学分任資産管理役の印	20	学術情報課長	学長が指名する理事	

注 (総)は総務部, (医)は医学・病院事務部とする。